

## 広島市旅券センター自動証明写真機の設置及び管理事業に係る協定書（案）

広島市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、広島市旅券センターへの自動証明写真機の設置及び管理事業（以下「事業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、広島市旅券センターにおける、別紙仕様書による旅券申請用の証明写真を撮影するための自動証明写真機及びこれに付随して必要となる機材（以下「自動証明写真機等」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

2 受注者は、事業を行うに当たっては、事業の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもって、事業を行わなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 受注者は、この協定から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

2 受注者は、事業の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。

（協定期間）

第3条 協定の期間は、協定締結の日から令和11年3月31日までとする。

（事業協力金等）

第4条 受注者は、発注者に対する事業協力金として、自動証明写真機等の販売額の〇〇パーセントを発注者に支払うものとする。

2 受注者は、自動証明写真機等に電力の副メータを取り付け、自動証明写真機等の電力の使用量に応じて電気料金を発注者に支払うものとする。

3 受注者は、第1項の事業協力金及び第2項の電気料金を、発注者が発行する納入通知書により、3か月ごとに年4回に分けて、発注者が指定する期日までに支払わなければならない。この場合において、円未満の端数が生じるときは、事業協力金については切り捨てることとし、電気料金については発注者の指示に従うものとする。

（自動証明写真機等の維持管理）

第5条 受注者は、自動証明写真機等を常に良好に使用できるように、自動証明写真機等の清掃、修理及び調整等の整備を、受注者の負担において行わなければならない。

2 受注者は、写真撮影に必要な消耗品等を適宜補充し、使用に支障を来すことがないようにしなければならない。

3 受注者は、発注者から前2項に関して要請があったときは、直ちに対応するものとする。

4 受注者は、自動証明写真機等を休止する必要がある場合は、直ちに代替の自動証明写真機等を設置するものとする。

（撮影した写真の責任）

第6条 受注者は、自動証明写真機等において撮影した写真に関し、全ての責任を負うものとする。

2 受注者は、自動証明写真機等において撮影した写真が、旅券の申請に使用できないものであるときは、受注者の負担において写真の取替えを行うものとする。

（自動証明写真機等の設置及び撤去）

第7条 自動証明写真機等の設置及び撤去は、受注者が行うものとし、これに要する費用は受注者の負担とする。

(緊急時の措置)

第8条 受注者は、緊急又は臨時に必要ながあると発注者が認めた場合には、直ちに発注者と協議して、仕様書等に定めのない業務であっても、これを履行するものとする。

(検査等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、事業に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は受注者の事業の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。

2 発注者は、前項の検査、管理等により、必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な措置をとるよう指示することができる。

(報告義務)

第10条 受注者は、事業を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合

(2) その他、事業の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、必要があると認めるとき、又は受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協定を解除することができる。

(1) 指定期日までに納入されるべき事業協力金及び電気料金の額が支払われないとき。

(2) 法令違反又は正当な理由なくこの協定に違反したとき。

2 受注者は、前項の規定による協定の解除により発注者が損害を受けた場合には、その損害に相当する金額を発注者に賠償しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定による協定の解除により損害が生ずることがあっても、その損害に関し発注者に賠償を請求することはできない。

(秘密の保持)

第12条 受注者は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(遵守事項)

第13条 発注者・受注者両者は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第14条 この協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて発注者・受注者協議して、これを定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市  
代表者 広島市長 松井 一實

受注者

## 仕 様 書 (案)

### 1 事業名

広島市旅券センター自動証明写真機の設置及び管理事業

### 2 設置場所

広島市中区基町9番32号 広島市水道局基町庁舎1階北西角  
広島市旅券センター内（「別図」のとおり。）

### 3 自動証明写真機等の設置期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで  
なお、設置日時の詳細については、別途協議するものとする。

### 4 自動証明写真機等の大きさ

幅200cm×奥行き200cm×高さ250cm以内であること。

また、自動証明写真機等の設置の際には耐震補強をすることとし、大きさはこれを含めたものとする。なお、耐震補強は、施設を毀損しない方法によること。

### 5 設置台数

1台

なお、自動証明写真機等の使用状況により1台では対応できなくなった場合には、受注者は、発注者の要請により自動証明写真機等を増設するものとする。

### 6 主な業務内容

受注者は、主として次の業務を行うものとする。

- (1) 自動証明写真機等の設置
- (2) 自動証明写真機等を良好な状態に保つための保守管理
- (3) 自動証明写真機等に係るトラブル対応

### 7 必要な機能等

#### (1) 機能について

ア 旅券申請用の写真撮影が容易に行えるよう、音声及び画面での案内がされること。

イ 撮影後から印刷までの時間が20秒以内であること。

ウ 印画紙は、旅券用の写真に用いるものを使用すること。

エ 自動証明写真機等の使用電力量が測れるよう、電力の副メーターを設置すること。

オ 1,000円札、500円硬貨、100円硬貨、50円硬貨及び10円硬貨の使用が可能であること。なお、つり銭として、機器本体に15,000円以上のストックが可能であること。

カ 証明写真の撮影回数及び販売額が、自動的に記録できる機器であること。

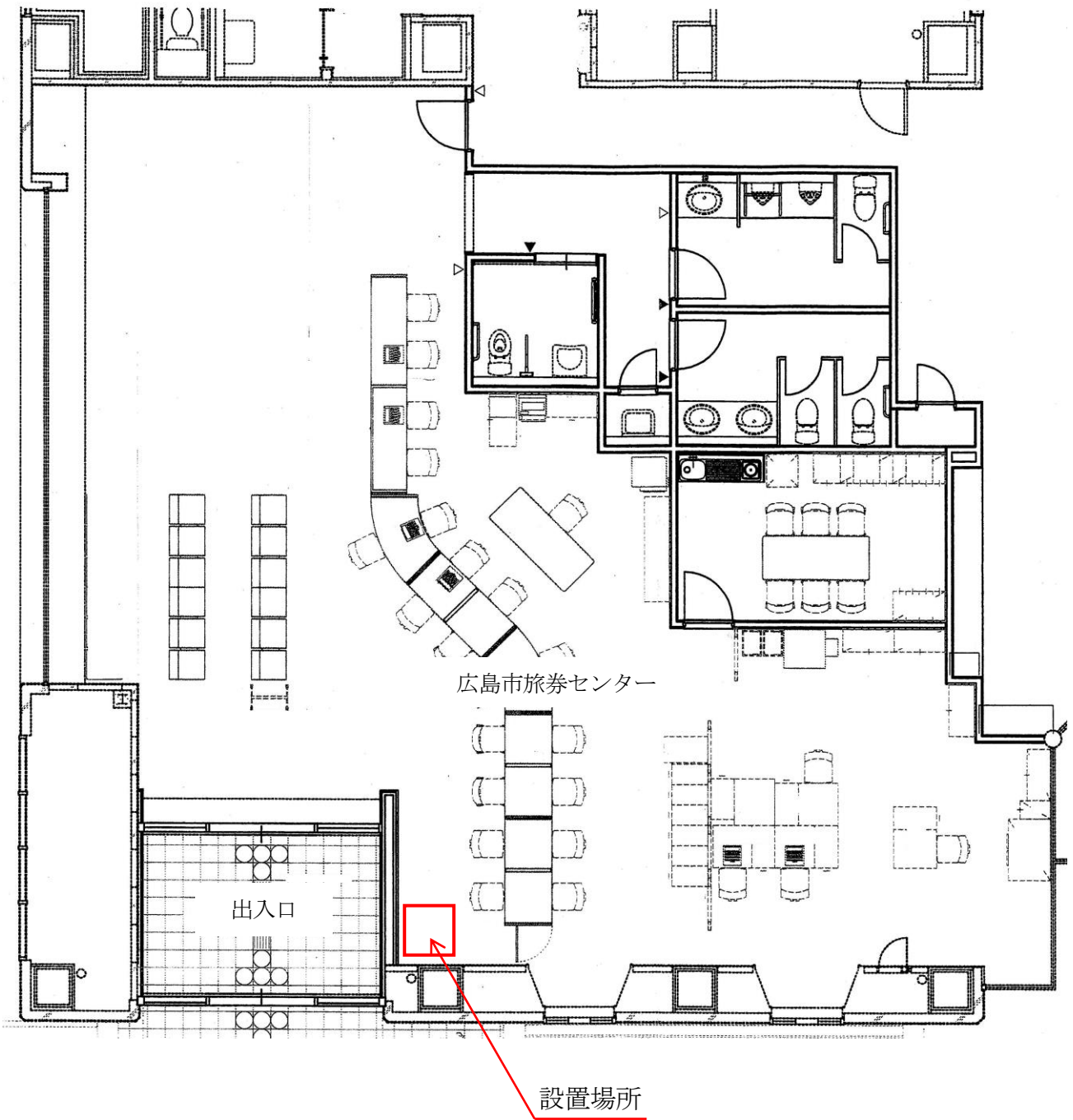
キ ユニバーサルデザインであること。

## (2) 保守管理等について

- ア 撮影用ロール紙等の補充、売上金の回収、つり銭の補充等、設置機器の管理運営一切は、受注者が行うこと。また、繁忙期には、補充や回収の頻度を上げ、撮影できない状態とならないよう注意すること。
- イ 機器の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、発注者の指示に従うこと。
- ウ 自動証明写真機等の故障、問合せ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、機器本体に故障、問合せ及び苦情等の連絡先を分かりやすく明記すること。
- エ 広島市旅券センターの受付時間中、常時受付可能な連絡体制（コールセンター等）を有すること。
- オ 故障等トラブルの際は、利用者の利便性を損なうことのないよう、迅速に対応すること。
- カ 自動証明写真機等を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- キ 証明写真の撮影方法及び注意事項について、利用者に分かりやすく掲示すること。
- ク 自動証明写真機等の操作方法や音声案内等は、分かりやすいものとする。
- ケ 分かりやすい操作マニュアルを自動証明写真機等に設置すること。
- コ 省エネ対応のため、閉庁日時には、節電状態又は電源停止状態へ切り替えること（オートスリープ等）。

## 8 その他

- (1) 受注者は、自動証明写真機等の調達、設置、設置場所の変更及び撤去（協定期間終了後の原状回復を含む。）に伴う工事、設置後の運用保守（保守点検、故障時の修理等を含む。）、電気料金、通信運搬費、その他維持管理に係る費用については、全て負担すること。
- (2) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うこと。
- (3) この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者の双方が協議して定めるものとする。



広島市旅券センター  
広島市中区基町9番32号 広島市水道局基町庁舎1階北西角